

大刀洗町告示第27号

令和2年第5回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年5月25日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和2年6月9日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

森田 勝典

隠塚 春子

平田 康雄

野瀬 繁隆

黒木 徳勝

平山 賢治

東 義一

古賀 世章

松熊武比古

高橋 直也

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

議事日程 (第1号)

令和2年6月9日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

②委員会所管事務調査の報告

③報告第1号 令和元年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

④報告第2号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑤報告第3号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑥報告第4号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 承認第6号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについて

日程第6 承認第7号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認を求めることについて

日程第7 承認第8号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) の専決
処分の承認を求めることについて

日程第8 議案第23号 行政機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第9 議案第24号 大刀洗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

日程第10 議案第25号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第26号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第12 議案第27号 大刀洗町と小郡市との下水道に係る排水協定の変更について
- 日程第13 議案第28号 大刀洗町4小学校トイレ改修工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第29号 町道の変更について
- 日程第15 議案第30号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

②委員会所管事務調査の報告

③報告第1号 令和元年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

④報告第2号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑤報告第3号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑥報告第4号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告(あいさつ)

日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 承認第6号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 承認第7号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第7 承認第8号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて

日程第8 議案第23号 行政機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第9 議案第24号 大刀洗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第25号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第26号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第27号 大刀洗町と小郡市との下水道に係る排水協定の変更について

日程第13 議案第28号 大刀洗町4小学校トイレ改修工事請負契約の締結について

日程第14 議案第29号 町道の変更について

日程第15 議案第30号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第3号)について

出席議員（11名）

1 番 森田 勝典	2 番 隠塚 春子
3 番 平田 康雄	4 番 野瀬 繁隆
5 番 黒木 徳勝	7 番 平山 賢治
8 番 東 義一	9 番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	重松 俊一
税務課長 ……………	山田 恭恵	健康福祉課長 ……………	平田 栄一
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	佐々木大輔
建設課長 ……………	田中 豊和	子ども課長 ……………	松元 治美
会計課長 ……………	佐田 裕子	生涯学習課長 ……………	矢野 智行
住民課長 ……………	矢永 孝治	財政係長 ……………	早川 正一
総務係長 ……………	堀内 智史	監査委員 ……………	村山真知子

開会 開議午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） 皆さん、おはようございます。現在の出席議員は10人です。ただいまから、令和2年第5回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

なお、議会広報委員会より、議会広報用の写真撮影の依頼が来ておりますので、許可いたしております。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、10番、松熊武比古議員、1番、森田勝典議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長長の黒木徳勝です。

令和2年第5回大刀洗町議会定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。

委員会は、令和2年6月2日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行者側から重松総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期の日程表をご覧いただきたいと思います。協議の結果、本定例会の会期は6月9日から6月19日間の11日間といたします。

会期日程については別表のとおりです。

6月9日、本会議をいたしまして、議案の審議をしていただきます。そして、その終了後、全員協議会をいたします。

6月10日、11日は休会といたします。

6月12日は休会ですけれども、全員協議会で自由討議を行います。

13日、14日、15日については休会といたします。

6月16日につきましては、本会議を行いまして、一般質問といたします。

6月17日、18日は休会といたしまして、6月19日を本会議といたしまして、議案の審議をいたします。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月19日までの11日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員より、令和2年4月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告願います。平山委員長。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、大刀洗議会だよりの編集及び発行について。

第166号は、6回の会議を開き、作業日も挟みながら、編集、校正を行いました。行政各位の協力もいただきまして、4月30日に発行しております。

次号167号の発行につきましては、6月2日に正副委員長打ち合わせ、5日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。7月中旬の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。

フェイスブックページは、閉会中7件の記事を更新しております。内容は、本会議、委員会の案内や結果、委員会活動に関すること、議会モニターとの懇談、その他であります。

3、その他議会の広報に関する活動。

6月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしているところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議長の報告、③報告第1号令和元年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、④報告第2号株式会社たちあらいの経営状況の報告について、⑤報告第3号大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について、⑥報告第4号大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について、以上4件については、それぞれ報告書の提出がありましたので、お手元に配付をいたしております。

なお、報告書の内容につきましては、本会議散会后、全員協議会を開き、説明を願うことにいたします。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 皆さん、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年第5回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、私たちの生活は大きな影響を受けております。先日、国の緊急事態宣言は解除され、先週からは町内の小中学校も通常どおり再開されたものの、最近の北九州での感染拡大など、第2波、第3波の発生が危惧をされているところでございます。

このような状況になってみますと、改めて日常の生活を当たり前で過ごせることのありがたさや大切さ、そういったものを痛感をさせられます。

大刀洗町としましては、引き続き、国や県、関係機関と連携して、感染予防と感染拡大の防止に努めてまいりますので、皆様方の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

一方で、町民の皆様暮らしを支え、新型コロナの影響で冷え込んだ地域経済を回していくことも大切です。今後は、感染予防と感染拡大の防止に十分に留意しながら、失われた日常を段階的に取り戻していく、そういうフェーズに入っていくんだというふうに考えております。

この点、一人当たり10万円の国の特別定額給付金につきましては、5月1日から受け付けを、5月12日から支給を開始し、これまで支給対象世帯6,043世帯のうち、昨日までに9割を超える5,586世帯から申請があり、本日までに5,103世帯に支給を完了したところでございます。

また、町では、これまで町内の事業者の皆様を支援するために、飲食店でのお持ち帰りやテイクアウトを応援する「TOGOタッチアライ」の取り組みや、県の休業要請に応じて休業や時間短縮をした事業者に対し、休業要請協力金を、また、3割以上売り上げが減少した事業者に、中小企業等緊急支援金を4月から支給してきたところですが、農業者の皆様をはじめ、対象拡大に必要な経費を本議会に補正予算として上程をいたしております。

さらに、今月末からは、500円の負担で1,000円の買い物ができるクーポン券を、町民の皆様お一人当たり10枚、各家庭に郵送いたします。商工会のプレミアム付き商品券についても、今年度は、発行額の拡大とプレミアム率を上乗せした商品券を発行する方向で、商工会のほうと現在協議を進めているところでございます。

町としましては、このような取り組みを通じて、今後とも町民の皆様の暮らしと町内の事業者を応援をしてまいります。

さて、気象庁は5月25日、3カ月予報を発表し、九州北部地方では、向こう3カ月は降水量はほぼ平年並みですが、6月は前線や湿った空気の影響を受けやすいため、平年並みか多い見込みと発表いたしております。近年は、異常気象の影響か、局地的な集中豪雨等による災害が日本各地を襲っており、本町でも昨年まで3年連続で大雨の被害が生じております。

このため、大刀洗町では、今月3日に小石原川左岸の7行政区に対し、水害に対する避難勧告等の説明会を開催したほか、一昨日三井消防署指導のもと、大雨に備えた大刀洗町消防団の水防訓練を実施したところです。今後とも、住民の皆様の安全安心の確保のため、より一層の防災力の向上に努めてまいります。

次に、当町の令和元年度の決算につきましては、一般会計及び特別会計を含めました実質収支は4億9,000万円余の黒字を見込んでおります。詳細につきましては、監査委員の決算審査後の9月議会において報告をさせていただきます。

さて、今議会には、一般会計繰越明許費繰越計算書1件、株式会社たちあらい、土地開発公社及び社会福祉協議会の経営状況の報告が3件、人権擁護委員の推薦1件、専決処分事項の承認が3件、条例の制定4件、協定や契約の締結2件、町道の変更1件、一般会計補正予算1件を提案しております。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようお願いを申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。これで、諸報告を終わります。

日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課重松でございます。それでは、議案の提案内容及び理由について御説明いたします。

諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。住所、大刀洗町大字栄田410番地1、氏名、川野静子、昭和32年1月5日生まれ。

2枚目をご覧ください。

履歴書を記載をしておりますので、御一読いただきたいと思っております。

提案理由としましては、現在人権擁護委員さんをしていただいておりますけども、令和2年12月31日で任期満了となるため、継続して任命するための提案でございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。質疑討論を省略いたします。

日程第5 承認第6号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、承認第6号大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） おはようございます。健康福祉課の平田でございます。

では、承認第6号大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

提案理由としましては、国の要請に基づく新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給制度の創設のため、大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決第6号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

1、大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例。令和2年5月15日。

すみません、ページとしましては、3ページの新旧対照表によって内容の説明をさせていただきます。右側が旧となっております。左側が新となっております。

まず、旧でございますけども、今までは、第1項、2項、3項と項立てとなっておりますけ

ども、新しく今回につきましては、第1条、第2条、第3条というように条立てに改正させていただきます。

まず、第1条の上に、施行期日という形でさせていただいております。

続きまして、第4条でございますけども、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金としまして、第4条から新設させていただいております。第4条「給与等の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。」とさせていただきます。

続きまして、第2項でございます。「傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とする。」ものでございます。「ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額 $\frac{30}{100}$ に規定する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする」。この標準報酬月額等級の最高等級につきましては、50等級でございます、139万円となっております。その $\frac{30}{100}$ が4万6,333円、その $\frac{2}{3}$ が3万887円というふうになっております。

第3項「傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする」。

第5条としまして、これは新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整でございます。第5条でございます。「新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する」。

第6条「前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する」。

第2項「前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。」とさせていただきます。

戻って2ページをお願いいたします。

附則でございます。「この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第4条から第6条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。」とさせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 3ページの第4条なのですが、「発熱の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る」とありますが、大変これは証明するのが難しいと思われませんが、どう
いう場合を想定していらっしゃるのか、規定があるのか教えていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 発熱等によって休みをさせたということにつきましては、事業主の判断にさせていただきたいと思っております。あくまでも発熱等で、一番最初は、37度5分以上が4日続いた場合とかいろいろありましたが、今現在は、発熱等があつてそういう症状が疑われる場合につきましては、休業させたりとか、その事業主の判断で休ませてあると思
いますので、そういう判断にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。——ほかありませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6. 承認第7号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決 処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、承認第7号大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、承認第7号大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

提案理由でございます。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴い、大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時

間的余裕がなかったため、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

福岡県後期高齢者医療広域連合の条例改正につきましては、5月11日に改正されたものでございます。

では、次ページをお願いいたします。

専決第8号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

1、大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。令和2年5月15日でございます。

最後のページをお願いいたします。新旧対照表で説明させていただきます。

第2条の7号の後に、新しく第8号を設けさせていただきます。「広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」とさせていただきます。

これにつきましては、今まで後期高齢者医療の事務としましては、こういう事務がございませんでしたけども、新しく後期高齢者医療広域連合の傷病手当金の受け付けにつきましては市町村が行うことになっておりますので、これにつきまして新しく追加するものでございます。大刀洗町で申請したものの書類等につきましては、それを後期高齢者医療本部のほうに提出するものとなっております。

1枚お戻りいただきまして、附則でございます。1ページをお願いいたします。

「この条例は公布の日から施行する。」ものでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 承認第8号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、承認第8号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 承認第8号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給制度の創設のため、大刀洗町国民健康保険条例の改正を行うことに伴い、大刀洗町国民健康保険特別会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

1枚お開きください。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を専決処分する。令和2年5月15日でございます。

では、予算書の6ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款、新しく6項の傷病手当金を設けております。2款6項1目傷病手当金、18節負担金・補助及び交付金としまして60万円、傷病手当金を歳出として設けさせていただいております。

続きまして、歳入、前のページ、5ページをお願いいたします。

歳入でございます。4款1項1目の2節としまして、特別交付金としまして特別調整交付金60万円、10分の10補助の予算を計上させていただいております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 議案第23号 行政機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第23号行政機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案の提案内容及び理由について御説明いたします。

議案第23号行政機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

提案理由としましては、行政機構改革に伴い、関係条例を整理する必要があるため、今回この条例案を提出するものであります。

具体的に申し上げますと、現在、健康福祉課がありますが、7月1日より健康課と福祉課に分かれるために、それぞれあります各委員会の庶務の担当課名を変更するものでございます。

では、議案書の2ページをご覧ください。新旧対照表です。

まず、大刀洗町予防接種健康被害調査委員会の条例でございます。旧のほうでは「健康福祉課」となっておりますが、新としまして「健康課」に変更するものでございます。

次、3ページをご覧ください。

大刀洗町障害福祉計画策定委員会設置条例の新旧対照表です。旧のほうが「健康福祉課福祉係」としてありますが、新のほうでは「福祉課」と変更をしております。

最後に、4ページをご覧ください。

大刀洗町障害支援区分等審査会設置条例の新旧対照表です。旧としては「健康福祉課福祉係」としてありますが、新としては「福祉課」と変更をしております。

1ページをご覧いただきたいと思います。

附則としまして、「この条例は令和2年7月1日から施行する。」としております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9 議案第24号 大刀洗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、議案第24号大刀洗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案の内容及び提案理由について御説明いたします。

議案第24号大刀洗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由としましては、行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、関係規定の整備を図るため、当該条例の一部を改正する必要がある。これが提案理由でございます。要するに、上位法の一部が改正されたために、町の条例の一部を改正するものでございます。

では、お手元の議案書の2ページをご覧ください。新旧対照表です。右側が旧、左が新となっております。

まず、第4条の3項、アンダーライン引いておりますが、「行政不服審査法第1条第1項」を、新としまして「行政不服審査法施行令第3条第1項」に変更をしております。

次に、第6条「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」を、新としまして「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」と変更をしております。

3ページをご覧ください。最後のページです。

「反論」を「反論書」、「そのつど」を漢字で「その都度」、「先だって」を「先立って」、「前3条」を「第7条から第9条」、この変更につきましては、町独自の文言の修正でございます。

1ページを戻っていただいて、1ページの附則に、「この条例は公布の日から施行する。」としております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第10. 議案第25号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第25号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 子ども課の松元です。よろしくお願ひいたします。

議案第25号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

提案理由といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を一部改正する必要がありましたので、提案させていただいております。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。こちらの条例は、学童保育所の条例という形になっております。

職員第11条のところですが、こちらのほうが、今まで研修を終了するのが、「都道府県知事が行ったものと政令指定都市で行われたものの研修を終了したものでなければいけない」というところを、「若しくは同法第252条の2第1項の中核市の長が行う研修を修了した者」というものが追加されております。

また、経過措置といたしまして、「平成32年3月31日まで」という形になっておりましたが、こちらの期間のほうが延びまして、「令和5年3月31日までの間」という形で改正されております。

1枚お戻りいただきまして、附則です。「この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。」としております。

御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11、議案第26号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第26号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 議案第26号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

提案理由といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、該当条例の一部を改正する必要がございましたので提出しております。

6ページをご覧ください。新旧対照表にて説明させていただきます。

実際にはこちらのほうの施設のほうは、大刀洗町町内のほうにはございません。地域型保育ですので、該当する施設等はございませんが、上位条例のほうが改正されておりますので、こちらのほうも改正しております。

42条のところですが、42条については、卒園後、一応こちらのほうが3歳未満までを受け入れる施設となっておりますので、3歳になりましたその後の、卒園後の受け皿の提供を伴う連携施設の確保の義務のほうが緩和されているという形の条例となっております。こちらのほうが、町長が保育所の入所利用調整を行うにあたって、特定地域型保育事業所、小規模保育園等から特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満の保育認定の子供たちを優先に取り扱うなど、引き続き、教育・保育が提供されるよう、必要な措置を講じているときという内容が追加されたものです。

その前の文を改正しておりますが、こちらのほうは、上記の改正に合わせまして、現在の条例の構成内容、章、節、項の並び方を整理して見直した形での改正となっております。

2ページをご覧ください。2ページの下のほうです。

附則です。「この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日より適用する。」という形にしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第27号 大刀洗町と小郡市との下水道に係る排水協定の変更について

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、議案第27号大刀洗町と小郡市との下水道に係る排水協定の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） おはようございます。建設課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第27号大刀洗町と小郡市との下水道に係る排水協定の変更につきまして、提案理由及び内容の御説明をさせていただきます。

まず、提案理由といたしましては、流域下水道事業の円滑な運営のため、現在の排水協定の範囲を一部拡大することについて小郡市と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書を1枚めくっていただきまして、1ページ、2ページにあります変更後の協定書（案）をご覧ください。

協定書の変更箇所は、1ページの第7条有効期間の元号の変更でございます。元号のほうを平成から令和へ変更いたします。

議案書4ページをご覧ください。排水協定書の新旧対照表を添付しております。右が旧で左が新でございます。

第7条の「平成39年」を「令和9年」に変更させていただきます。

協定書の内容につきましては、この元号の変更を除き、ほか変わりはありません。

次に、協定書に添付されております排水協定の位置図、区域でございますけれども、議案書の5ページをご覧ください。一番最後のページになります。

橙色で着色されておりますのが現在の排水協定区域になりまして、総面積が39.97ヘクタールでございます。変更後の排水協定区域につきましては、水色に着色された部分が今回新たに追加される部分になります。変更後の排水区域面積につきましては、今回新たに11.07ヘクタールを追加しまして、総面積が51.04ヘクタールになります。

簡単ですが、以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第13、議案第28号 大刀洗町4小学校トイレ改修工事請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第13、議案第28号大刀洗町4小学校トイレ改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 議案第28号大刀洗町4小学校トイレ改修工事請負契約の締結について。

提案理由といたしまして、大刀洗町4小学校トイレ改修工事を施工するため、指名競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

1枚めくっていただきまして、入札結果及び契約結果表をつけております。

起工第1号、工事の種類としては建築一式工事となっております。工事名は大刀洗町4小学校トイレ改修工事、工事の場所といたしまして、本郷の4669番地の1外となっております。入札は令和2年5月21日木曜日10時から行っております。場所といたしましては、大刀洗町役場3階301会議室で行いました。工期といたしましては、議会の議決を得た日から令和3年3月10日までとしております。予定金額といたしましては1億4,538万7,217円、最低制限価格は1億3,375万円としております。落札業者は株式会社小林建設、住所は久留米市山川町1661番地1、契約金額は1億4,795万円となっております。

指名の理由といたしましては、大刀洗町建設工事競争入札参加格付選定要綱第4条の規定により、建築一式工事の「業種等級区分及び基準値」のA等級としております。大刀洗町財務規則第107条の規定で、「なるべく5人以上指名しなければならない。」となっておりますので、大刀洗町建設工事競争入札参加格付及び選定要綱第7条第3項の規定により、6,000万以上ということで、7業者以上を指名しております。令和2年1月から、競争入札の参加資格審査の申請受付業者の中から7社選定しており、4月21日に開催した指名委員会にて選考をいたしております。

入札結果は表のとおりです。こちらのほうで2社辞退が生まれて、株式会社小林建設のほうで、第1回目で落札という形になっております。

次のページに仮契約書、その後ろに4校の平面図のほうを載せております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第14. 議案第29号 町道の変更について

○議長（安丸眞一郎） 日程第14、議案第29号町道の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、議案第29号町道の変更につきまして、提案理由及び内容の御説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、地元要望により、町道の付け替えを行うため、町道の起点を変更するものでございます。

今回、町道の変更を提案する道路は、番号が1326号の三反山3号線でございます。大刀洗町大字高樋2428番18に接する町道の起点を変更するものでございます。この町道の起点の変更につきましては、令和2年1月30日付で、西大刀洗区長から町道の付け替えについて要望書が提出され、西大刀洗区と隣接地の開発業者が協議し、整備した道路に路線を変更するものでございます。

1ページをご覧ください。

番号が1326号でございます。路線名が三反山3号線でございます。変更前の起点は高樋2428番18地先でございます。変更後の起点が高樋2428番17地先となります。起点の変更によりまして、道路の延長が、123.1メートルから121.1メートルになり、変更後の幅員が2.1メートルから7.2メートルの路線になります。

次に、2ページをご覧ください。位置図になります。

こちらの場所は、西大刀洗区にありますアド印刷大刀洗工場の西側に位置する町道になります。赤のラインが変更前の三反山3号線になりまして、変更後を緑色のラインで示しております。変更後におきましては、変更前の起点よりも東側で町道西大刀洗北鶴木線と接道するようになります。

なお、参考資料といたしまして、3ページに字図、4ページに変更前と変更後の起点の平面図を添付させていただいております。

以上で、1326号、三反山3号線の起点の変更について提案させていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第15. 議案第30号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第15、議案第30号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案の内容について御説明いたします。

1ページめくってください。

議案第30号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度大刀洗町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,045万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億5,217万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出について御説明いたしますので、7ページをご覧ください。7ページです。まず、歳出について主なものについて御説明いたします。

2款1項17目地方創生事業。補正額140万円の減。まず10節需用費70万円の減、これは公共交通魅力化事業消耗品、ペンキ代等の消耗品でございます、70万円の減。と、12節委託料70万円の減、公共交通魅力化事業委託料。理由としましては、西鉄本郷駅のカラー舗装事業の計画でありましたけども、これを中止をしております。

次に、22節地域公共交通対策費、補正額680万円。主なものとしましては、16節公有財産購入費で640万円計上しております。内容は、待機所整備用地購入費でございます。これにつきましては、本郷駅の駐車待機場として、平成30年に1,100万円ほど予算計上しておりましたけども、30年にできなくて、31年に繰り越しております。31年に繰り越しましたが、31年度、令和元年度も事業実施できずに、今回令和2年度としまして640万円の土地購入費を新たに計上させていただいております。

2款2項2目賦課徴収費、補正額740万円。22節の償還金・利子及び割引料として740万円を計上しております。まず、法人町民税還付金として700万円、法人町民税還付加算金として40万円。これは、現在のコロナ禍による法人事業所の減収に伴いまして、法人税等を中間納付した法人税の還付が発生すると見込まれるために、740万円を計上させていただいております。

次、8ページです。

5款1項4目農業振興費、補正額319万2,000円。19節の負担金・補助金及び交付金で、内訳としましては、まず水田担い手機械導入支援事業費補助金として575万1,000円

の減。その下ですけれども、強い農業・担い手づくり総合支援交付金として891万9,000円の増としております。これは、農業法人団体が、県の補助事業の申請を取り下げて国の補助事業の申請をしたために、こういう変更をしております。

次、6款1項1目商工業振興費、補正額1,003万3,000円。主なものとしましては、18節負担金・補助金及び交付金としまして、まず休業要請協力金として200万、中小企業緊急支援金として800万円を計上しております。これにつきましては、5月の7日に専決処分させていただいた補正予算がございまして、それに追加で200万円と800万円を追加計上している分でございます。

7款1項1目土木総務費。補正額60万1,000円。主なものとしましては、12節の委託料、有本橋完成式委託料として53万9,000円。これにつきましては、令和元年度末に完成しました役場の前の道路、鳥栖朝倉線にかかっております有本橋の完成式費用として53万9,000円を計上しております。

次のページをご覧ください。

8款1項4目災害対策費、補正額233万7,000円。まず、10節の需用費として、消耗品費51万円、これはマスクとか消毒液の購入費でございます。と、17節備品購入費182万7,000円。備品購入費として、主なものとしましては、テント、体温計、段ボール等の購入及びそれを保管する防災倉庫の購入でございます。

9款2項1目小学校の一般管理費、補正額604万円。これは、17節の備品購入費で600万円、これは理科教育設備購入費でございます。

次に7目小学校改築費、補正額231万円。これは14節工事請負費として231万円。大刀洗小学校の1階教室の床補修工事でございます。

9款3項2目大刀洗中学校費、補正額100万円。17節備品購入費100万円。図書備品購入費でございます。これは、エースハウジングより寄附をいただいた100万を、図書備品購入費として計上をしております。

5目英語教育強化推進事業、補正額158万3,000円。これは、県より英語強化の向上の指定を受けたため計上したもので、まず報酬として71万3,000円。これは英語の先生ということで、専務的会計年度任用職員の報酬と、13節使用料及び賃借料として77万円。これは、英語の学習用のソフトライセンス料でございます。

次に、歳入について御説明いたします。5ページをご覧ください。5ページです。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額9,232万7,000円。まず、1節の総務管理費補助金として183万7,000円。これは、マイナポイント事業費補助金でございます。

次に、4節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として9,119万円。これは

臨時交付金の金額でございます。

6目教育費国庫補助金、補正額2,715万4,000円。まず1節小学校費補助金として2,129万9,000円。これは、理科教育設備費等補助金で298万4,000円と公立学校情報機器整備費補助金として1,831万5,000円を計上しております。

次に、2節の中学校費補助金として、理科教育設備費等補助金として16万3,000円と公立学校情報機器整備費補助金として569万2,000円を計上しております。

次に、15款2項4目農林水産業費県補助金として、補正額395万8,000円を計上しています。1節の農業費補助金として、まず、水田農業担い手機械導入支援事業補助金としてマイナスの383万4,000円の減。次が、強い農業担い手づくり総合支援交付金として776万7,000円を計上しております。

7目教育費県補助金として、補正額67万4,000円。これは、先ほど申し上げました英語教育強化推進事業補助金として67万4,000円でございます。

17款1項3目教育費寄附金、補正額100万円。これは寄附金としていただいた分で、教育費寄附金として100万円を計上しております。

最後、6ページをご覧ください。

18款1項1目基金繰入金として、補正額8,465万4,000円を減額しております。主なものとしましては、1節の財政調整基金繰入金として6,865万7,000円を減額、これは臨時交付金が来たために減額です。と、4節のふるさと応援基金繰入金として1,830万7,000円を減額をしております。

以上で、説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 9ページの備品購入の、教育費の小学校ですけれども、理科教育設備購入、これは国の2分の1の補助ですけれども、4小学校にどのようなこの理科教育の設備の器具が来るのか、ちょっと具体的に少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） こちらのほうは、小さなもので積み上がった形での金額とはなっておりますが、主なものとしたしまして、顕微鏡等があります。あと、大型水流実験機やプログラミングのスイッチのMEとか心臓模型等、そういった理科等に使う備品等となっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） ちょっと、なぜ聞いたかということ、当初予算からなかったのに、国のほうが、こういうような理科の実験をなさいよというふうに、追加事業が国から来たのかど

うか、そこについてをちょっとお聞きしたいと。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） こちらのほうは、補助事業のほうがまいりましたので、あと小学校については、今年度から理科の教科書等変わっておりますので、それに合わせた形で備品等の購入を行っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 同じく教育費のところの、今の御質問の下のところですが、大刀洗小学校の教室床補修ですか、これに231万円計上されてありますが、これ具体的にどのようなことでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 大刀洗小学校のほうの運動場側、南校舎のほうの1階という形になっております。低学年のほうが入っている教室となっておりますが、そちらのほうは、木材の床を貼っておりますけれども、どうしてもあそこが湿気が多いということで、板のほうはちょっと腐敗して、ちょっとぶかぶかという形になっているところがございますので、ちょっと危険な箇所もありますので、一旦全部剥ぎまして、もうちょっと湿気等がすごく多いので、シート貼りに変える予定としております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） じゃあ、具体的に工事というのはいつ頃される予定でしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 本当でしたら早急にというのがありますが、夏休みも短いですが、夏休みの間、子供たちがいないときに、教室の中の工事となりますので、行う予定としております。

○議長（安丸眞一郎） 9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 今、夏休みというふうにおっしゃったですけど、具体的に工事期間はどれくらい予定されておられるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） こちらのほうは、まだ業者等が決まっておきませんので、予算立ててまた業者等決まれば、その中でまた学校と打ち合わせて、期間等を決めるという形になります。

○議員（9番 古賀 世章） わかりました。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかありませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで、1日目の質疑を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。本日は、これで散会します。

散会 午前10時10分
